



宅地災害の防止等を目的とした対策工事をお考えの方へ
相模原市宅地防災対策工事助成金制度

擁壁の改修など 宅地の防災対策工事等 に対する助成金制度です

制度の概要

宅地災害の防止等を目的とした工事を行おうとする市民に対し、当該工事に係る費用の一部を相模原市が助成することにより、市民が安全・安心に暮らせるまちづくりを推進することを目的として助成金制度を創設しました。

防災対策工事

崖崩れを防止する工事又は被災した崖の復旧工事

かかる費用の1/3かつ上限 **300** 万円

- ・建築基準法、宅地造成及び特定盛土等規制法に定める基準に適合した高さが2メートルを超える擁壁工事
- ・宅地造成及び特定盛土等規制法に定める基準に適合した擁壁の設置を要さない切土若しくは盛土工事及びその設置に伴い生じる付帯工事
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律により指定された区域の全部若しくは一部を解除できる工事

減災対策工事

崖崩れによる被害の低減を目的とした工事

かかる費用の1/3かつ上限 **100** 万円

- ・他法令に技術基準の定めがある工事以外のもので、減災効果が認められるもの

※地質調査費、測量費、設計費及び伐採費などは、助成対象外です。

助成申請者

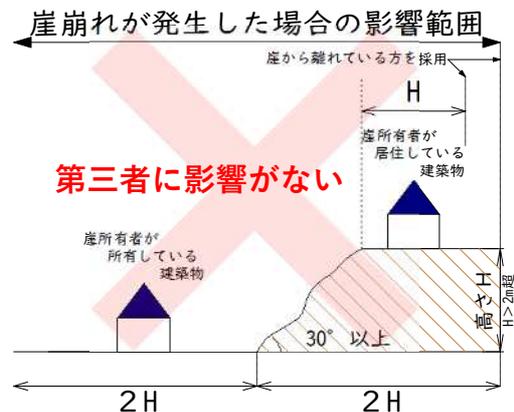
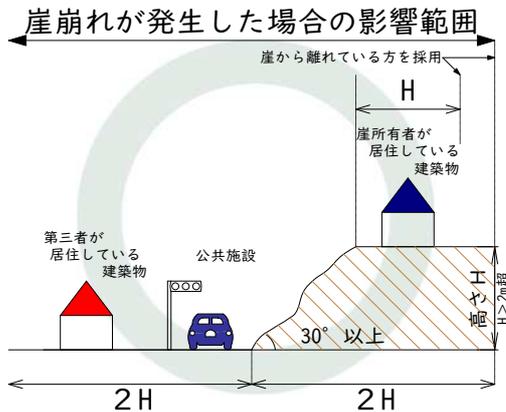
※所有者等とは、土地の所有者、管理者若しくは占有者

- 営利を目的としない個人である崖地の所有者等又は崖地に隣接する土地の所有者等（共有名義の土地の場合は、所有者全員の承諾が必要です）
- 交付申請時に対象地を5年以上所有していること
- 固定資産税、都市計画税の未納がないこと

助成対象地

※崖地とは、崖を有する土地

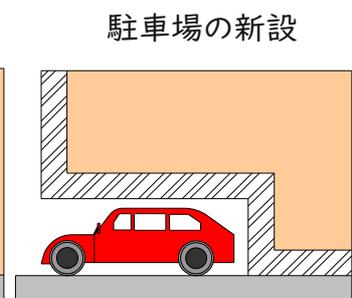
- 地盤面からの高さが2メートルを超える崖地
- 崖崩れが発生した場合の影響範囲に、第三者が現に居住する建築物、公共施設又は私道が存する崖地
(崖崩れが発生した際、その被害が自己の敷地内に留まり、第三者への影響がないものは対象外です【下図参照】)



(対象外となるもの)

リーフレット4面
制度利用上の注意点も
ご確認ください。

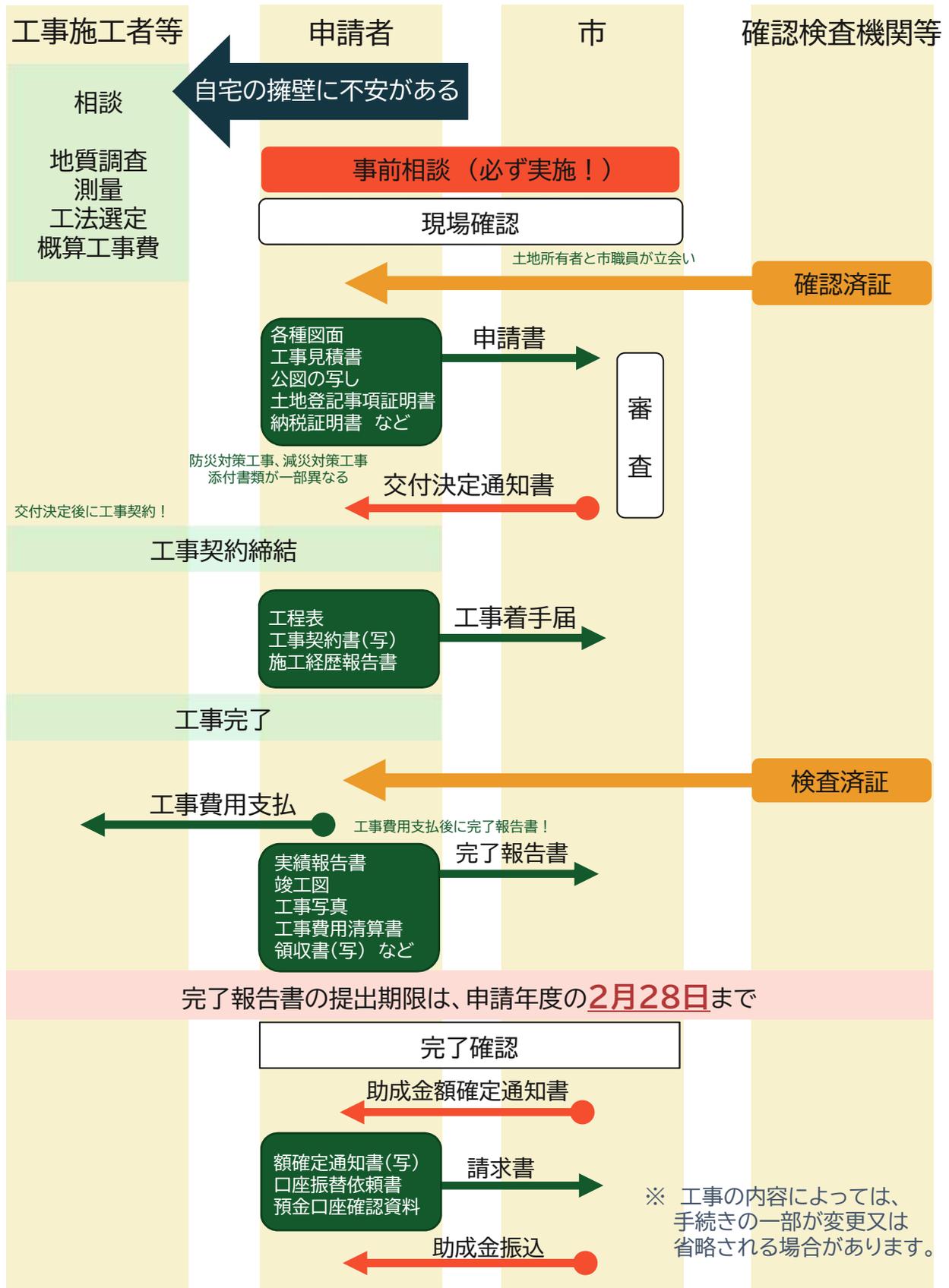
- × 営利を目的とする事業の用に供する崖地
- × 各種法令の命令や監督処分を受けている崖地
- × 人工崖で、工事施工後10年を経過していない崖地(相当の危険がある場合を除く)
- × 防災工事を目的としない新設階段や駐輪・駐車場に供する部分



※上記対象外となる崖地であっても、緊急に防災対策工事が必要であると市長が認めるときは、助成対象となる場合があります。

申請の流れ

※各種書類の提出時に必要な添付資料は、別途お伝えします。



よくある質問

Q. 我が家の擁壁の工事を市が実施するのでしょうか？

A. 崖地の所有者等が実施する対策工事に対して、助成金を交付することで宅地の安全性を向上させることが本制度の目的です。市が工事を実施する制度ではありません。

Q. 我が家の擁壁は造り直したほうがよいのでしょうか？

A. まずは、工務店やハウスメーカー等に概算工事費を含めて、あらかじめ相談してください。具体的な対策や工事費用がイメージ出来た段階で、本制度が活用可能か、ご相談ください。

Q. 昨年、擁壁工事を実施したのですが、助成金はもらえますか？

A. 既に実施した工事や工事中の案件については、助成対象とすることが出来ません。

Q. 崖のある土地を購入予定ですが、助成金で対策工事を実施できますか？

A. 本制度を利用するためには、対象地を交付申請時に5年以上所有していることが必要です。

Q. 崖を含む土地の所有者です。その土地で月極駐車場を営んでいます。崖の対策を実施しようと計画していますが、助成金の交付対象になりますか？

A. 営利を目的とする事業の用に供する崖地は助成対象外になります。月極駐車場や賃貸住宅などの敷地として利用している場合は、営利目的と判断し助成対象外となります。

Q. 隣接地の擁壁が崩れてこないか不安です。

A. 崖地の土地所有者と話し合いをすることをお勧めします。その上で、対策工事を実施することになりましたら、本制度の活用をご検討ください。

制度利用上の注意点

- ・建築基準法第42条第2項の道路後退や都市計画法第29条の開発行為の許可に伴う道路幅に合わせた工事は助成対象になりません。
- ・崖地を平坦地に改変することが目的の工事は助成対象になりません。
- ・申請は一つの建築敷地につき、一回限りです(対策工事を工区分けする等により、申請を複数回行うことはできません)。
- ・申請者は交付決定を受ける前に、工事契約締結及び工事着手をしてはいけません。
- ・申請者は市内業者で取り扱いがない等のやむを得ない理由がある場合を除き、市内業者との工事契約を行う必要があります。
- ・土地所有者等は、対策工事完了後の擁壁等の維持管理を適正に行ってください。また、その土地については、10年間、財産処分に制限がかかります。

相模原市宅地防災対策工事助成金制度に関するお問い合わせ

相模原市 都市建設局 まちづくり推進部 開発調整課
相模原市中央区中央2丁目11-15 第1別館 4階
電話:042-769-8250